

## 役員都市の選任について（案）

## 1 役員候補都市

会 長	広島市（日本）
副会長	長崎市（日本）
	コモ市（イタリア）
	ハノーバー市（ドイツ）
	マラコフ市（フランス）
	マンチェスター市（イギリス）
	モンテンプルパ市（フィリピン）
	ボルゴグラード市（ロシア）

計 8都市

## 2 参考

## 世界平和連帯都市市長会議規約

## 第3章 役員

（役員）

第4条 この機構に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

理事 若干名

- 2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の市長の互選によって決定する。
- 3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 理事は、会長が連帯都市の市長の中から選任する。
- 6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。

（任期）

第5条 役員任期は、次期総会において新たな役員が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の市長が、当該市長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の市長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 世界平和連帯都市市長会議の名称変更について（案）

### 1 基本的な考え方

- (1) 名称を短くし、覚えやすいものにする。
- (2) 特に長い英文名称の変更を中心に考える。
- (3) 日本語の名称と英語の名称は厳密に同一でなくてもよい。

### 2 名称変更案

平和市長会議（Mayors for Peace）

世界平和連帯都市市長会議の総合的な行動計画について (案)

